

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立ひびき高等学校
課程又は教育部門	定時制課程

17

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめの問題への対応は本校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって、保護者及び地域の関係機関等と連携・協力し、組織的に対応することが必要である。本校では全教職員をはじめ生徒を取り巻く周囲の大人たちが、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との共通認識の上に立って、「いじめを絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめを受けた生徒を最後まで守り抜く」という姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じ、いじめの問題の発生・深刻化を防ぎ、また、いじめを絶対に許さない生徒の意識を育てることを目標とする。

そのため、学校としてすべての教育活動において生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が生徒一人ひとり多様な個性を見つけ、かけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観・指導観に立った指導を実践する。

いじめ防止に向け、日常の指導体制の整備・充実を図り、いじめを生まない教育活動を推進し、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは、どの生徒にも起こりうるという認識のもと、学校における教育活動全体を通して、全生徒を対象として、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるための取組を推進することが重要である。具体的には、以下の観点から、生徒が周囲の友人や教職員との良好な人間関係の中で、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事等に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団づくり、学校づくりを行っていくこととする。また、部活動においても、いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会をとらえ顧問が指導を行う。

教職員一人ひとりの指導力やいじめの認知能力を高めるための研修やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修及び本校における事例研究等を計画的に実施する。また、「生徒情報交換会」等において共通理解を図ることとする。

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。特に発達障がいを含む障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の障がいの特性への理解を深めるとともに、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。また、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。

《未然防止のための観点》

- ①生徒間及び教師と生徒との人間関係・信頼関係の構築
～「心の居場所づくり」の取組～
- ②基本的生活習慣の定着と規範意識の育成
- ③命の教育の推進
- ④体験活動の推進
- ⑤職員研修の充実

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめの特性として、いじめにあってはいる生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分をうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあってはいる場合は、いじめが発見されにくく、長期化・深刻化することがある。そのため、日頃から、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、授業中や休み時間等の生徒との会話等の機会に生徒の様子に目を配る。たとえ些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを抱え込んだり軽視したりす

ることなく、いじめを積極的に認知する。

担任や教科担当をはじめ教職員相互が互いに気になる状況であれば、些細なことでも必ず早期に情報交換し、生徒への理解を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 生徒の声に耳を傾ける。

(ア) アンケート調査(毎月)の実施

(イ) 面接月間等における個別面談の実施

(ウ) 相談ポストの効果的活用

イ 生徒の行動を注視する。～生徒のサインを受け止める～

(ア) チェックポイント(「いじめの早期発見・早期対応の手引-高等学校編-」)の活用

(イ) 「マナーアップひびき」により校内外における生徒の様子をきめ細かに把握する。

ウ 保護者と情報を共有する。

(ア) いじめに関する保護者アンケートの実施(年2回)

(イ) 年次通信等配付物による学校情報の発信(年10回)

(ウ) 面接月間等を利用した保護者会等の実施

(エ) 家庭訪問・電話連絡等による個別対応

エ 地域及び行政等の関係機関との連携を行う。

(ア) 定期的な地域や関係機関との情報交換

4 いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処(ネット上のいじめを含む))

(1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、生徒の中には心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や感じていても周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応していく。

さらに、インターネットやSNS等(以下インターネット等)上のいじめは、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度イン

ターネット等で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することはきわめて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な影響を与える可能性があることなど深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット等によるいじめは刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。生徒に対して、インターネット等におけるいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行う。併せて、インターネット等における不適切なサイトや書き込みを発見するためのネットパトロールなど、インターネット等のいじめに対処する体制を整備する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- イ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに年次部長、生徒指導部長等へ報告し、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有する。いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を報告する。
- ウ 「いじめ防止対策委員会」が中心となって、速やかに関係者（生徒・保護者等）から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告する。
- エ 被害・加害生徒の保護者に対しては、家庭訪問を行い状況について報告する。その際、事実関係を丁寧に説明し、解決のために保護者と連携して対応する姿勢で臨む。
- オ いじめにより心身や財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、犯罪行為と認められる場合は警察等関係機関と連携して速やかに対応する。
- カ 部活動においていじめを発見、または通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。
- キ 部活動外部指導員が、部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア いじめの事実を正確に把握する。

聴き取りに際しては、生徒本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築く。また、担任との関係等に配慮し、最も信頼を得ることができている教師等で対応する。
- イ 安全確保と全面支援（心のケア）

「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことを確実に伝え、自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感を持たせ、心のケアを図る。
- ウ 保護者への連絡・報告・相談

保護者に対しては、その日の内に複数の教師で家庭訪問を行い、事実関係と今後の学校の対応を伝え、保護者に不安感や不信感等を抱かせることがないように十分配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得る。

エ 支援体制の確立

家庭（保護者）との緊密な連携の下に、いじめ防止対策委員会をはじめ、当該年次（担任・年次部長）、養護教諭、ＳＣ及び関係者との連携協力による支援体制を確立する。その際、親しい友人や教職員、家族等と連携し、情報を共有しながら、支援を進める。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

ア いじめの事実を正確に把握する。

冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する必要がある。いじめた生徒が語った心情については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取る。事実確認と指導は明確に区別する。

イ 保護者への報告と確認

保護者に対しては、迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

ウ いじめの態様に応じた適切な指導

「いじめは、人間として絶対に許されない」という姿勢で指導に当たり、懲戒処分を含め、毅然とした対応をする。ただし、懲戒を行う際には、いじめには様々な要因があることに目を向け、教育的配慮の下、いじめた生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

ア 全員が当事者であることを理解させる。

いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。

イ 共感的人間関係づくりをすすめるとともに、自己存在感が味わえる集団づくり（ホームルーム経営）に努める。

ウ 互いに違いを認め、尊重しあう共感的人間関係を構築し、生徒一人ひとりが集団（ホームルーム等）において自己存在感を味わえるような集団づくり（ホームルーム経営）を行う。

（６）ネット上のいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダ等に速やかに削除を依頼する。また、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

イ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒及び保護者の精神的なケアに努める。また、必要に応じて、法務局等関係機関と連携して対応する。

ウ 教科「情報」を中心として、情報モラル教育の充実を図る。また、保護者に対しても積極的に情報を発信する。

(7) いじめの解消

ア 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込まないようにするとともに、学校の組織的な対応につなげる。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。「いじめ防止対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認のうえ、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

イ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

上記2つの要件が満たされていることが「いじめ防止対策委員会」で確認され、管理職に報告・協議のうえ、校長が判断する。ただし、上記のいじめが「解消されている」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

ア 重大事態の報告

学校は、県教育委員会を通じて県知事へ事態発生について報告する。

イ 調査

- （ア） 学校は、県教育委員会からの指導や人的措置等の適切な支援の下、調査を行う組織を設置する。その際、精神科医や心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体等からの推薦により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- （イ） いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- （ウ） 可能な限りいじめられた生徒から十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。また、いじめられた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- （エ） 調査を進めるにあたり、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ア 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を適切に提供する。この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うこととする。
- イ 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対しての説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒や保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告と防止策を添えて、県教育委員会を通して、県知事に送付する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ア 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- イ 具体的な役割
 - (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
 - (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
 - (ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
 - (エ) いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
 - (オ) 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ア 学校は、県教育委員会からの指導や人的措置等の適切な支援の下、いじめ防止対策委員会を中心として調査を行う組織を設置する。また、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。専門家等を加える場合は、職能団体等からの推薦により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- イ 具体的な役割
 - (ア) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - (イ) 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がど

のように対応したかななどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。

- (ウ) 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

いじめの発生状況、学校基本方針に基づく取組状況を学校評価項目に位置づけるとともに、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、以下の目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価しその改善に取り組む。

(1) 学校の達成目標と取組状況の評価

ア いじめを生まない教育活動の推進

道徳教育や体験活動、人権教育（性同一性障がいや性的指向・性自認を含む）によるいじめの未然防止に係る対策及び、加害行為の抑制に向けた取組がなされているか。

イ いじめの早期発見

生徒によるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の相談員に相談する機会が設けられているか。

ウ いじめの早期対応

アンケート調査の実施に留まらず実施後の結果の評価、個別面談等の対応が行われているか。

エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

いじめ対策組織が単なるいじめの情報共有の場となっていないか。いじめ対策組織の存在及びその活動が生徒、保護者から十分に認識されているか。

オ 教員研修の充実

学校基本方針が教職員に周知され、いじめを認知することの抵抗感を払拭できているか。

カ 保護者・地域等への働きかけ

インターネットによるいじめの対処等について学校が外部組織（法務局・警察等）と連携し、生徒、保護者に十分に対応できているか。